

監査の概要

送付日	令和6年 2月13日	整理番号	0510-0518
1 監査種別	財政援助団体監査及び出資団体監査並びに公の施設の指定管理者監査（令和5年度実施分）		
2 監査の対象期間	令和4年度		
3 監査の実施期間	令和5年10月20日～ 令和6年 1月30日		
4 監査結果報告日	令和6年 2月13日		
5 改善通知受理日	令和6年 8月30日		
6 監査対象団体・部局	社会福祉法人 川西市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

《財政援助団体監査及び出資団体監査》

1 会員会費について

A 改善要望事項

市社協では地域福祉活動を推進するため会員会費制度を設けている。市社協会員規程第2条では「会員は、本会の趣旨に賛同する個人及び団体並びに法人等で会費を負担するものをもって会員とする。」とされており、個人会費とするには個々人が会の趣旨に賛同する必要がある。現在の市社協会員会費の多くは自治会から納められており、領収書は自治会名となっているが個人会費としている。さらに自治会に対する会員会費の趣旨説明について確認したところ、相談があった自治会に対してのみ説明をしており、各自治会員が市社協の趣旨に賛同しているかの確認ができなかった。大阪高等裁判所判決で自治会が赤い羽根共同募金を自治会費に上乗せして強制的に徴収するとした決議は、思想信条の自由を侵害し、公序良俗に反し無効であるとされた判例も出ているため、個人会費のあり方には慎重に配慮する必要がある。

本市の自治会加入率は令和4年度末時点で50%を下回っており今後も減少が見込まれることから、市社協では会員獲得活動としてインスタグラム等のSNSを活用した市社協事業のPRや事業所（法人）等への会員募集を行っているが、会員の種類の取扱など市社協会員会費制度の整理がされていない。

自治会未加入世帯等に対し市社協会費が地域福祉推進を支える財源となることをPRしていく等で新たな会員獲得活動を行うとともに、市社協における会員会費制度について会員の種類や市社協事業に対する個人の賛同が確認できる会費の集め方等の整理を行い、適正な運営確保に取組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

社協会員会費の趣旨や強制的な徴収は出来ないことを職員間で共有します。また、自治会への説明も会合への出席や個別訪問時に丁寧に実施します。

自治会未加入世帯への協力依頼については、働きかけモデル地区を選定しアプローチすると共に、企業や団体への働きかけも強化します。

その他、会員会費制度の整理については、令和6年度に検討を進めます。

2 職員に対する給与の誤支給について

A 改善要望事項

市社協から提出された書類を確認したところ、市社協職員の3名の給与の過支給に対し、返還を求めている事例が生じていた。これは、同3名の給与体系が総合職員転換制度により変更された際に誤って1号給高い給与を適用したことによるものであった。

総合職員転換制度とは、専門職員から総合職員への転換ができる制度で市社協職員給与規程第6条第2項のただし書で、「高校卒の初任給基準適用者については、前歴換算時又は最初の昇給時に1号給の昇給抑制措置を行う。」とされている。

今回総合職員となった3名については、同規程の前歴換算時の1号給の昇給抑制措置を行うべきところ行っていないかった。

市社協人件費の一部は市社協事業補助金から支出されているため、変則的な事例が発生した際は、市に対する報告を徹底するとともに、誤支給が発生することのないよう規程等の確認を十分に行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

誤支給が発生しないよう、規程等の確認・共有を十分に行います。また、これまでの事例を企画・総務チーム内で情報共有します。

変則的な事例が発生した場合は、企画・総務チームリーダーより市担当課へ報告し対応いたします。

3 勤怠管理システム導入の完了報告について

A 改善要望事項

令和4年度において、市社協では市から補助金を受けて勤怠管理システム（以下「システム」という。）を導入している。システム導入にかかる市社協の決裁文書等を確認したところ、システム導入業者から作業完了報告書の提出を受け、動作確認書を提出する際の決裁文書において、「当初予定より1か月遅れのスケジュールとなっており、作業完了は4月末を予定していますが、代金の支払いを本年度中にする必要があるため提出するものです。」との記載があった。市社協に確認を行ったところ、基本的なデータの登録作業は完了していたため、5年3月20日付でシステム導入業者より作業完了報告書を収受した。しかし、3月末日までに有給休暇残日数等に変更が生じる可能性や、今後運用していく上で4月以降も引き続き修正作業が生じる可能性があったため、決裁文書に上記のような記載をしていたが、一部誤解を招く記載があったとのことであった。

監査委員が実施したヒアリングにおいて上記のように説明があった。補助金の執行手続きにおいては正確な処理が求められるため、その処理において疑義が持たれることのないよう十分な説明をおこなうとともに、市社協内部においても市社協経理規程や市補助金等交付規則等に則った正確な処理がなされるように、市と共通認識を持ちながら事務処理を進められるよう留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

市補助金の執行にあたっては、疑義をもたれることのないよう市関連規程に則り適切に処理すると共に、地域福祉課との情報共有に努めスムーズに事務処理を行います。

4 職員の給与の未支給について

A 改善要望事項

市社協から提出された職員の勤怠管理に係る書類を確認したところ、年次有給休暇を1時間取得しているが、その休暇1時間分が給与の算定から漏れており、支払うべき給与が支払われていない事例が生じていた。これは紙媒体で作成していた出勤表を職員本人が勤務時間を誤って記載し、所属長や給与担当の職員もその誤りに気づかず、処理を行ったことによるものである。

現在は勤怠管理システムの導入により、システム上で登録した休暇情報が給与計算時に自動で反映されるようになっているが、所属長による確認だけでなく、定期的に職員本人が勤怠情報に誤りがないかチェックするよう周知を行うなど、市社協全体で正しい勤怠管理が行われるよう取組まれたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和6年8月現在、勤怠システムに登録された情報は各自で確認できる状態となっており、確認用URL・パスワード設定等の配布・依頼は終了しています。今後も、本人により確認を行ってもらうよう周知いたします。

5 現金管理の方法について

A 改善要望事項

市社協では会員会費や赤い羽根共同募金等、日常的に多くの現金を管理している。現金を受け取った際は硬貨計算機等で金額の確認を行った後、領収書を発行し、内容や金額、取扱者名を記録して金庫で管理を行い、管理する額が多額とならないよう定期的に金融機関へ入金を行っている。

受け取った硬貨枚数が多い場合等、確認に時間がかかる場合は一旦預かり証を発行し、後日領収書を送付しているとのことだったが、受領額の認識の差異等のトラブルを防ぐため、可能な限りその場で処理を行い、領収書を発行するよう取り扱われたい。

また、一部の領収書について運用上連番を付すことが難しいとのことであったが、領収書は当初から連番を付して管理することで、受領した現金が漏れなく計上され、不備や不正がないかの確認機能が働くものである。会計の透明性を確保するためにも、あらかじめ連番を付した領収書が発行できるような運用方法を検討されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和6年度より領収書へ連番を付すように変更しました。

会費や共同募金で多額の現金を受け付けた場合も、その場での計算・領収書発行を原則とし、「預かり証発行、後日領収書発行」については、寄付者が急いでいる場合などやむを得ない時に限定いたします。

《公の施設の指定管理者監査》

6 法人改善計画について

A 改善要望事項

指定管理に関して、市と市社協は、基本協定書及び基本協定書に基づく年度協定書を締結している。

基本協定書第51条では、「社会福祉協議会は、平成28年6月3日付で兵庫県阪神北県民局に提出した改善計画書に基づき、確実にその計画内容を遂行するものとする。2 乙は、前項の実施にあたり、毎月市にその進捗状況を報告しなければならない。」と規定されている。

改善計画書策定の経緯は、兵庫県及び市が平成27年度に実施した小戸・川西作業所に対する監査の結果、国の定める運営基準に反する不適切な状況が確認された事によるものである。

この度上記基本協定書の当該条項の実施状況について尋ねたところ、平成28年7月から令和4年度まではほぼ毎月改善報告書が提出され、必要に応じ助言等を行っているとのことであった。しかし、5年度以降は市が報告は不要であるとの扱いにしたにも関わらず、協定書の当該条項の見直しがなされていなかった。

協定書の内容を確認し適正に実施されているかの確認は双方の仕事である。同協定書の各条文を再度確認するとともに適正な事務改善に取り組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和6年4月1日付で、基本協定書第51条を別紙のとおり変更した協定書を締結しました。今後はこの協定書に基づき、社協内部監査を継続して実施することとしています。

7 指定管理に係る基本協定書について

A 改善要望事項

ア 「川西市社会福祉施設指定管理者選定要項（令和3年9月）」の7には指定管理者と市の主な責任分担について、例えば修繕の規模（30万円以上・未満）によって責任分担の区分が異なるなど詳細に記載されているが、基本協定書では規定されていない。しかしながら実地調査では以前から慣例で30万円未満の修繕は市社協で30万円以上の修繕は市で負担しているとの回答を得た。同協定書第1条の目的に則り市と市社協における指定管理施設の適正かつ円滑な運営に向けて、双方協議の上、各々の責任区分を明確にされたい。

イ 基本協定書の第20条第2項「個人情報の保護に関する法律及び市個人情報保護条例の規定に準拠し、（以下略）」とある。市個人情報保護条例は令和4年度で廃止されているが、現在においても条文変更がなされていない。同条例廃止後は個人情報保護法に則って行っているものの、速やかに変更されるとともに、日頃から情報管理を徹底し変更が生じた際は遅滞なく事務処理を行うよう留意されたい。

ウ 基本協定書第33条第2項では「乙（社会福祉協議会）は、事前に非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを甲（市）に届け出なければならない。」と規定されているため、非常時のマニュアル等を求めたところ作成され

ていなかった。作成状況について確認したところ、緊急連絡網については作成しており、感染症BCP（事業継続計画）、自然災害におけるBCP等の全体マニュアルは令和5年度中に完成するとの回答を得た。令和6年能登半島地震が発生し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、福祉避難所となる施設もあることから、早急に非常時マニュアルの策定を行い施設の危機管理体制を補完されたい。

エ 基本協定書第24条第1項では、毎年度終了後2箇月以内に市へ年次事業報告書を提出することとなっており、令和4年度の事業報告書の提出日が分かる書類の提出を求めたところ確認できなかった。市社協に確認したところ事業報告書は毎年6月開催の決算理事会での議決を得てから提出しているため基本協定書第24条に規定されている期日には提出はできないとの回答を得た。基本協定書は市と市社協双方が協議して決定した内容であるため、困難な事象が発生しているのであれば双方協議の元、実態に即した内容に改められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

ア 令和6年4月1日、基本協定書別記4において、それぞれの役割について規定しました。

イ 同協定書第20条第2項を、個人情報保護に関する法律に基づくものに変更しました。

ウ 令和6年度の緊急連絡網及び非常時マニュアル(BCP計画)を提出しました。今後、修正の度に緊急連絡網及び非常時マニュアルを提出いたします。

エ 同協定書の第24条第1項を、評議員会による事業報告の承認後1箇月以内の市長が定める日までに提出することと変更しました。

8 各施設における指定管理料について

A 改善要望事項

令和4年度の各施設の指定管理料について、施設によっては期中の変更協定により多額の増減が発生している。県・市からの物価高騰対策支援金の増加や新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の変更部分はあるものの、常に各施設の状況（設備や備品で耐用年数超の物の修繕や取替の必要性等）の確認を行うとともに社会情勢（賃金改定や増税等）の影響等を十分調査し、精緻な指定管理料の算出を行うよう留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

指定管理料の予算計画の作成については、現状の把握と今後の見通しをしっかりと行い、市担当課との調整を十分に行ったうえで、必要な予算の計上に努めます。

9 指定管理施設の維持管理について

A 改善要望事項

各施設の修繕計画の策定や危険箇所等の把握について質疑を行ったところ、修繕計画の策定は行っていないが、各施設の修繕必要箇所は内容を精査し、施設マネジメント課に依頼をし順次工事・修繕を行っているとのことであった。しかし本来実施しなければならない修繕について確認したところ、一部施設においては老朽化が顕著であり、運営上、障害の発生が危惧されるため、その対応策を十分に行うことが必要であることが判明した。当該施設につ

いては、現在、施設の方向性について協議中とのことから、現在策定中の「公共施設等総合管理計画」の中で方向性を示す等、施設入所者や近隣住民に影響を及ぼさないよう施設の安全管理に取組まれたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

12条点検の結果や日々の事業実施による修繕箇所を各担当課と共有・協議の上、予算の範囲内で行える修繕については修繕を実施します。市が担当する範囲については、現状を十分に伝え、予防的な対応を行っていただくよう要望してまいります。

監査の概要

送付日	令和6年2月13日	整理番号	0519-0524
1 監査種別	財政援助団体監査及び出資団体監査並びに公の施設の指定管理者監査（令和5年度実施分）		
2 監査の対象期間	令和4年度		
3 監査の実施期間	令和5年10月20日～ 令和6年 1月30日		
4 監査結果報告日	令和6年 2月13日		
5 改善通知受理日	令和6年 8月30日		
6 監査対象団体・部局	・福祉部（地域福祉課、障害福祉課、介護保険課） ・こども未来部（こども政策課、こども支援課） 〔社会福祉法人 川西市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）〕		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

《財政援助団体監査及び出資団体監査》

1 川西市社会福祉協議会支援事業補助金について

A 改善要望事項

ア 市は市社協に対し運営に係る補助金を交付しており、令和4年度は8,320万円を交付している。

当該補助金の算出に当たっては、毎年度市社協が積算した予算案を各所管課で内容を確認し、ヒアリングを実施することで補助金の妥当性を精査している。また、補助金交付の適正性や効果等については、市社協から事業報告書や決算書の提出を受け、交付した補助金が適切に執行されているか確認を行っている。

今後も補助金の交付にあたっては、使途等について書類等の確認に加えて、適宜聞き取りによる確認を行う等、補助金執行の透明性を確保されたい。

イ 財政援助団体等監査報告書内の「(3) 勤怠管理システム導入の完了報告について」に記載のとおり、市が補助金を交付して市社協が勤怠管理システム（以下「システム」という。）を導入するにあたり、システム導入作業の一部に遅延が懸念された。市は、作業完了報告書（令和5年3月20日付）をもってシステムの導入は完了したと市社協から報告を受けたが、遅延が懸念された段階での詳細な報告は受けておらず、進捗の確認は行えていなかった。

当該事例のように新規に事業を行う際には、年度末までに事業を完了できるよう余裕を持ってスケジュールを設定した上で、事業の進捗状況の確認を綿密に行い、補助事業が適正に執行されているか確認する必要がある。また、適正な補助金の執行を行うためには、市職員だけでなく、市社協職員も市補助金等交付規則等のルールについて理解した上で、事務を行う必要がある。

今後は補助金の執行状況について定期的に聞き取りを行うなど、事業を進めるにあたって支障が生じていないか確認を行うとともに、市からの派遣職員とも連携し、市と市社協が共通認識を持って事務を行われたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

今後も補助金の交付にあたっては、使途等について書類等の確認や適宜聞き取りによる確認を行い、補助金執行の透明性を確保するようにいたします。

また、補助金の執行状況についても定期的に聞き取りをおこない、事業を進めるにあたって支障が生じていないか確認を行うとともに、市からの派遣職員とも連携し、市と市社協が共通認識を持って事務を行うようにいたします。

2 市社協職員の人件費支出の誤りについて

A 改善要望事項

財政援助団体等監査報告書内の「(2) 職員に対する給与の誤支給について」に記載のとおり、市社協職員の3名の給与の過支給に対し、返還を求めている事例が生じていたが、当該誤りについて市への報告がされていなかった。

市社協の人件費の一部は、市社協事業補助金から支出されていることから、市社協には人件費支出に誤りが生じた場合は必ず市へ報告を行うよう市社協への指導を徹底するとともに、変則的な事例が生じた場合は、人件費に誤りがないか確認されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

人件費にかかわらず、市社協事業補助金から支給されている費用に誤りが発生した場合必ず報告する旨、補助金申請の際に指導します。

毎年12月に行う市社協への決算見込みの提出依頼の際に、「人件費において変則的な事例が生じている場合は、市に確認を依頼し積算根拠を提出すること」を追加することで、チェック体制を強化します。

《指定管理者監査》

3 法人改善計画について

A 改善要望事項

指定管理に関して、市と市社協は、基本協定書及び基本協定書に基づく年度協定書を締結している。

基本協定書第 51 条では、「社会福祉協議会は、平成 28 年 6 月 3 日付で兵庫県阪神北県民局に提出した改善計画書に基づき、確実にその計画内容を遂行するものとする。2 乙は、前項の実施にあたり、毎月市にその進捗状況を報告しなければならない。」と規定されている。

改善計画書策定の経緯は、兵庫県及び市が平成 27 年度に実施した小戸・川西作業所に対する監査の結果、国の定める運営基準に反する不適切な状況が確認された事によるものである。

この度上記基本協定書の当該条項の実施状況について尋ねたところ、平成 28 年 7 月から令和 4 年度までほぼ毎月改善報告書が提出され、必要に応じ助言等を行っているとのことであった。しかし、5 年度以降は市が報告は不要であるとの扱いにしたにも関わらず、協定書の当該条項の見直しがなされていなかった。

協定書の内容を確認し適正に実施されているかの確認は双方の仕事である。同協定書の各条文を再度確認するとともに適正な事務改善に取り組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和 6 年度に関しては、協定書の見直しを行い、当該条項の削除を行います。また、協定の際は、年度毎に適した文言となっているか確認を徹底します。

4 指定管理に係る基本協定書について

A 改善要望事項

ア 「川西市社会福祉施設指定管理者選定要項（令和 3 年 9 月）」の 7 には指定管理者と市の主な責任分担について、例えば修繕の規模（30 万円以上・未満）によって責任分担の区分が異なるなど詳細に記載されているが、基本協定書では規定されていない。しかしながら実地調査では以前から慣例で 30 万円未満の修繕は市社協で 30 万円以上の修繕は市で負担しているとの回答を得た。同協定書第 1 条の目的に則り市と市社協における指定管理施設の適正かつ円滑な運営に向けて、双方協議の上、各々の責任区分を明確にされたい。

イ 基本協定書の第 20 条第 2 項「個人情報の保護に関する法律及び市個人情報保護条例の規定に準拠し、（以下略）」とある。市個人情報保護条例は令和 4 年度で廃止されているが、現在においても条文変更がなされていない。同条例廃止後は個人情報保護法に則って行っているものの、速やかに変更されるとともに、日頃から情報管理を徹底し変更が生じた際は遅滞なく事務処理を行うよう留意されたい。

ウ 基本協定書第 33 条第 2 項では「乙（社会福祉協議会）は、事前に非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを甲（市）に届け出なければならない。」と規定されているため、非常時のマニュアル等を求めたところ作成され

ていなかった。作成状況について確認したところ、緊急連絡網については作成しており、感染症BCP（事業継続計画）、自然災害におけるBCP等の全体マニュアルは令和5年度中に完成するとの回答を得た。令和6年能登半島地震が発生し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、福祉避難所となる施設もあることから、早急に非常時マニュアルの策定を行い施設の危機管理体制を補完されたい。

エ 基本協定書第24条第1項では、毎年度終了後2箇月以内に市へ年次事業報告書を提出することとなっており、令和4年度の事業報告書の提出日が分かる書類の提出を求めたところ確認できなかった。市社協に確認したところ事業報告書は毎年6月開催の決算理事会での議決を得てから提出しているため基本協定書第24条に規定されている期日には提出はできないとの回答を得た。基本協定書は市と市社協双方が協議して決定した内容であるため、困難な事象が発生しているのであれば双方協議の元、実態に即した内容に改められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

ア、イ、エについては、令和6年4月1日に別紙のとおり変更協定書を作成し、社会福祉協議会と変更協定を締結しました。

非常時マニュアルについては、令和6年6月25日付で社会福祉協議会より受領済です。

5 各施設における指定管理料について

A 改善要望事項

令和4年度の各施設の指定管理料について、施設によっては期中の変更協定により多額の増減が発生している。県・市からの物価高騰対策支援金の増加や新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の変更部分はあるものの、常に各施設の状況（設備や備品で耐用年数超の物の修繕や取替の必要性等）の確認を行うとともに社会情勢（賃金改定や増税等）の影響等を十分調査し、精緻な指定管理料の算出を行うよう留意されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

今後は、次年度予算のヒアリング時に、修繕等の必要性や社会情勢の影響を考慮したかの確認を徹底し、より精密な指定管理料の算出を行います。

6 指定管理施設の維持管理について

A 改善要望事項

各施設の修繕計画の策定や危険箇所等の把握について質疑を行ったところ、修繕計画の策定は行っていないが、各施設の修繕必要箇所は内容を精査し、施設マネジメント課に依頼をし順次工事・修繕を行っているとのことであった。しかし本来実施しなければならない修繕について確認したところ、一部施設においては老朽化が顕著であり、運営上、障害の発生が危惧されるため、その対応策を十分にとることが必要であることが判明した。当該施設については、現在、施設の方向性について協議中とのことから、現在策定中の「公共施設等総合管理計画」の中で方向性を示す等、施設入所者や近隣住民に影響を及ぼさないよう施設の安全管理に取組まれたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

施設入所者や利用者、近隣住民の生命や生活に影響を及ぼすような箇所については最優先で工事・修繕を行うよう施設の安全管理に努めます。